

Navi

Information

No.66
2016.12

特集

活動を伝える!! わかりやすい広報のしかた。

NPOという言葉は知っていても、実際どのようなことを行っているのかまだまだ一般の人には知られていないのが実情です。

こうした状況のなかで、NPOが活動の輪を広げていくためには、事業の目的や内容を理解してもらい、参加してもらうための努力と工夫が必要になってきます。

また、NPOの活動の上で重要になってくるのが寄付金やボランティアの存在です。活動を支えてくれる様々な立場の人に、それぞれの方法で情報を提供することが大切です。

POINT
その1

活動内容を整理する

「何を伝えるのか」

『こんなことをしています。』あれもこれも・・・と伝えたいことはたくさんあっても、欲張りすぎると相手には伝わりません。

メインの活動はこれ、特に力を入れていることはこれ、がんばりたいと思っているのはこれ、伝えたいことを明確にし、コンパクトに伝えるようにしましょう。

POINT
その2

広報の目的を明確にする

「誰に、どんな目的で伝えるのか」

広報する目的は何でしょうか?『会員(人)を集めたい?寄付金を集めたい?情報公開や説明責任のため?』それによって伝え方も変わってきます。

また、広報をどういった人に対して行うのかを考えましょう。活動の関係者であるのか、それともまったく知らない人なのか。伝える相手の年齢、性別によっても何に関心があるのか、どんな価値観(思い)を持っているのか、それによって伝え方は変わってくるはずですよ。

POINT
その3

伝える媒体を考える

「どのように伝えるのか」

例えば、高齢者の方に対して、インターネットを使った小さな文字で広報を行っても効果は期待できません。高齢者の方が集まりそうな場所にチラシを置いてもらう、目につく工夫をするなど、伝えたい相手に合った広報手段を考える必要があります。

もう一度、定款を読み返そう!!



定款には、法人を運営するにあたり様々なきまりが記載されています。法人運営の基本となるものですが、なかなか改めて読み返す機会がなく、いつの間にか忘れてたり、間違っただけの理解をしていることもあるのではないかと思います。

今一度、定款をじっくり読み返していただき、法人の運営について、見直す機会を持ちましょう。

名称、
事務所の所在地は？

会費、会員の
考え方は？

定款

事業の種類、
事業年度は？

役員の役割、任期、
決定方法は？

総会の議決事項、
開催の方法は？

改めて、チェックしよう。✓

◇定款に定められた事務所の所在地と現在の所在地が違っていませんか？

◇役員について

定款に定められた人数に合っていますか？

任期ごとに定款に定められた方法で選任を行っていますか？

定款に定められた役割を果たしていますか？

除名、退任の方法は定款に定められた通りになっていますか？

◇会員について

会費は、定款に定められた通りに集めていますか？

定款に定められた会員以外の会員はいませんか？

◇事業について

年度は定款に定められた通りになっていますか？

定款に定められている事業以外のことを行っていませんか？

◇理事会、総会について

総会での議決事項を勝手に決めていませんか？

定款に定められた形で総会を行っていますか？

定款に定められた通り議事録を残していますか？

定款変更が必要な
場合は速やかに手続きを
行ってください。

問い合わせは、ふくい県民活動・
ボランティアセンターまで
TEL : 0776-29-2522



**定款変更には、所轄庁(県)の認証が必要な申請事項と、
総会の議決で変更できる届出事項とがあります。**

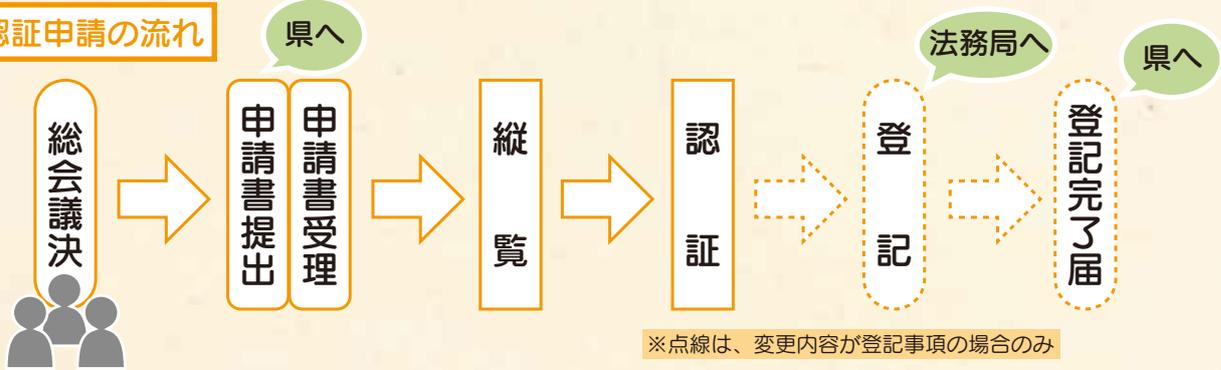
- ①目的
- ②名称
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うもの)
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- ⑩定款の変更に関する事項

上記に一つでも該当すれば
**定款変更認証申請書を提出し、
県の認証が必要です。**

変更事項が

- ・ 名称
- ・ 目的および事業
- ・ 事務所の所在地(申請・届出に関わらず)
に該当すれば、変更登記も必要です。

認証申請の流れ



届出の流れ (申請事項に該当しないもの)



変更したいと考えている定款の項目が、申請事項か届出事項かでは、実際に定款を変更し、法人としてその運営をすることができるまでの必要時間がかなりかわってきます。手続きの流れも違うため、変更したい事項がどちらに該当するか、注意が必要です。

申請事項の場合、認証を受けなければ効力が生じません。認証を受けるまでの時間を考慮して、事前準備をしっかり行いましょう。

タイミング目安

NPO法人の運営スケジュール

事業年度終了後
1ヶ月以内

業務	事務書類	期限	提出先
 事業報告書等作成開始	・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 等	理事会(総会)開催までに	-
 理事会、監査、総会の段取り		早めに準備	-

事業年度終了後
2ヶ月以内

業務	事務書類	期限	提出先
  理事会開催と議事録作成 ●総会で議決すべき事項の検討・総会準備	・理事会議事録	総会議案書作成開始までに	-
  監査実施 ●前事業年度の業務・会計が適正か監査を受ける	・監査報告書	総会議案書作成完了までに	-
 総会議案書の作成 ●総会議決事項をもらさず記載	・総会議案書	総会召集通知書発送に間に合うように	-
 総会召集通知の発送 ●会議の日時、場所等を記載し社員(議決権を持つ会員)へ発送	・総会議案書 ・出欠連絡票(書面表決、委任状)	定款の定めによる(NPO法では少なくとも開催の5日前までに通知)	-
 資産の変更登記※			法務局
 貸借対照表の公告※			
★各種税金の申告			税務署等

※H28.6公布の法改正項目。今後、資産の登記が不要になり、貸借対照表の公告が必要になります。

事業年度終了後
3ヶ月以内

業務	事務書類	期限	提出先
  総会の開催と議事録作成	・総会議事録	(議事録作成は開催後、遅滞なく)	
 前年度の事業報告書等の提出	・事業報告書 ・活動計算書 ・計算書類の注記(該当事項のある場合) ・貸借対照表 ・財産目録 ・年間役員名簿 ・社員のうち10名以上の名簿	事業年度終了後3ヶ月以内に	所轄庁
 役員の変更等届出書の提出	・役員の変更等届出書 ・変更後の役員名簿 ※新任役員については、就任承諾書と住民票も必要	速やかに	所轄庁
 (代表)理事の変更登記	・変更登記申請書 ・総会議事録 ・理事会議事録 等	効力発生日から2週間以内	法務局



…事務



…会議など



…書類提出など

随時

届出書	時期	注意点
役員変更届	・定款に定められている役員任期ごと(最長2年) ・役員に変更あればその都度	・全員再任でも届出必要 ・退任・新任だけでなく、死亡や住所変更でも届出必要
定款変更届	・定款の変更をした時	・届出事項であること
定款変更認証申請書	・定款の変更をしたい時(変更したい数ヶ月前には申請書提出のこと)	・県の認証が必要な変更事項である場合は、変更認証申請書を提出。申請書には総会の議事録等の添付書類が必要 ・認証事項である場合は、認証を受けた後でないと、効力が生じません(例:事業の実施ができない)

※定款変更事項が登記事項である場合は、登記後、登記完了届が必要です。

平成28年度

県民社会貢献活動功労者知事表彰

特定非営利活動法人福井県ウォーキング協会

概要

連絡先: 福井市中央1丁目9-29

エコライフプラザ3F

TEL: (0776) 28-6980

「歩くことを楽しむ」

手探りの状態から活動を開始

1990年11月、『とにかく歩くことが好き』そんなメンバー3人が中心となり、様々な人に呼びかけておよそ50人で会を発足させました。今では県内全域、約200名の会員を持つまでになっています。

活動は26年を過ぎ、設立当初から始めた若狭・三方五湖ツーデーマーチは今年25周年を迎えました。福井県の知名度が低かったことから、全国に発信したい、全国から人が来てもらえるようにしたい、と考えたことがこの大会のきっかけです。大会開催のノウハウは何もなく、白紙・手探りの状態から始めました。若狭町などの協力を得ながら実施してきたこの大会の参加者は、当初の100~200人から、現在は5000名の規模にまでなっています。「こういった大きな大会を成功させるという目標があり、メンバーみんなで協力してきたことが、会の成長につながった」と現理事長の吉田さん。



ウォークの様子

活動は広く県内全域で行うことから、メンバーを3つのブロックに分け、ブロックごとに各大会を企画・運営。実施回数は年間30回以上になります。

ウォーキングコースは新たに決めたり、これまでのコースを少し変更したり、会として独自に設定しています。周回コースを基本とし、バスや船に乗るコースも取り入れています。楽しんで歩いてもらうため、名所や花、紅葉など季節に応じたコースを探す必要がありますが、良いスポットがあっても、距離が長すぎたり、アップダウンがきつすぎるなど、コースとして成立しないこともあります。

特に大きな大会では、複数のコースを設定しています。ツーデーマーチには5、10、20、40Kの4つのコースがありますが、大会前には必ずコースの下見を最低2回は行い、安全面はもちろん、トイレや休む場所があるかなど実際に歩いて確認をします。また、例えば5Kのコースは、ファミリー、障がい者も参加できるようコースを選定。子どもや障がい者も歩きやすく、乳母車などでも回れるコースとするなど工夫しています。



冬場のウォーキング

歩く目的は様々

昨年度より、冬の運動不足解消を目的に「冬場のウォーキング」も始めました。天候に左右されないようショッピングセンター内やアーケードのあるところを、また施設内の階段の上り下りもコースの一部として活用しながらコースを設定。新たな試みでしたが参加者からの評判もよく、今後も続けていきたい活動の一つとなっています。

これまでも県内の景観に愛着と誇りをもってもらうと、福井ふるさと百景に選定された景観を歩くコースを企画、また2018年の国体開催時に敦賀市・勝山市で行われるウォーキングの準備を市と協力の下、現在行っています。

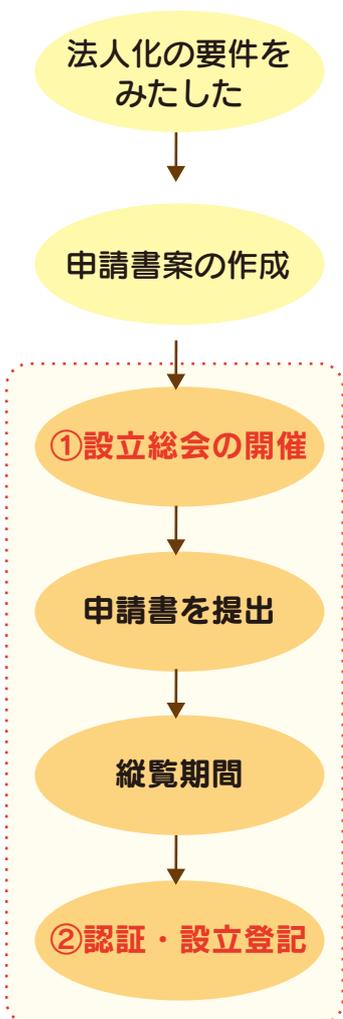
「県内の子どもの運動能力は高いと言われているが、実際は2極化が進んでいる」と吉田さん。小さいころから歩くクセを付けてもらい、運動することを習慣にしてほしい。子どもに向けた『歩育』活動も実施できれば、と今後の展望を語っていただきました。

三限目 総会から登記

設立時の法人がすべきこと

NPO法人
設立のすすめ

申請書(案)作成後の流れを、特に次の2点について確認しましょう。



①設立総会の開催

Point 1

設立総会を開き、作成した書類を確認。「法人として今後の運営をこのようにしていく（この内容で所轄庁に提出する）」ことの承諾を得ましょう。

【議事録の写しを申請書に添付する必要があります。】

※総会前には必ず、ふくい県民活動・ボランティアセンターで書類の確認を受けましょう。

Point 2

設立総会で、正式に理事・監事を選任します。

選任された理事・監事は「就任承諾及び誓約書」を法人に提出します。

【「就任承諾及び誓約書」の写しは申請書に添付する必要があります。】

Point 3

「この団体は宗教、政治活動を主たる目的としていない。また暴力団関係ではない」という確認も設立総会で行います。

【確認された内容について書面(確認書)を作成し、申請書に添付します。】

②認証・設立登記

申請書を所轄庁に提出、受理されると一般の方に縦覧されます。縦覧終了後、所轄庁の審査が行われ、認証・不認証が決定されます。

【認証されると、所轄庁より認証書が交付されます。】

Check 1

■登記されて初めて「法人が設立」

認証書を受け取ったら、2週間以内に法務局での登記が必要です。

Check 2

■設立登記完了届を提出

登記終了後は、法務局で「登記事項証明書」を取得し、設立登記完了届と一緒に所轄庁へ提出。

3限目 まとめ

総会では、法人設立のための様々な重要事項が決定されます。みんなで確認しましょう。

認証されてからが、本格的な活動の始まりです。しっかり手続きを進めていきましょう。

災害ボランティア研修会を開催しました

災害発生時、市町の災害ボランティアセンターの設置運営を担う地域の団体、市町担当者、市町社協職員を対象に災害ボランティア研修会を開催しました。災害時には、近隣市町の協力が不可欠であることから、今年度初めて県内を3ブロックに分けて実施。参加者は、講義や演習を通じて災害ボランティアセンターの役割や運営、避難所運営について学びました。



丹南ブロック 7月16日

講義の中では、市町災害ボランティアセンターの役割と運営について、これまでの経験等も踏まえながらお話いただき、センターの必要性や機能、活動内容や注意点について学びました。

実際にボランティアセンターを運営するには、ボランティアの受け入れから、マッチング、現地への送り出し、現地活動報告の取りまとめといった業務があります。演習で体験いただくことで、注意すべき点、起り得る課題とその対処法など考える機会を持つことができました。福井・坂井・奥越ブロックでは熊本地震の際、センター運営に関わった経験を中心に運営時の課題について話をさせていただきました。

また、災害発生時には多くの避難所が設置・運営されます。災害が発生したという想定のもと、避難所運営ゲームを使い、避難所の開設、避難者の受け入れを模擬体験しました。



嶺南ブロック 9月10日

災害時の対応に、こうすれば正解だという絶対的なものはなく、また災害の規模・状況によっても想定される課題は様々です。その時々の実情に臨機応変に対応していくしかありませんが、迅速にその時の最善の判断ができるよう、普段から災害時の対応について考える機会をたくさん持っていただきたいと思います。



福井・坂井・奥越ブロック 11月26日

今回の研修は、3ブロックごとに分けて実施しました。災害時は市町内はもちろん、近隣市町・地域との相互の応援も重要となります。研修を通じ顔が見える関係を築いていただき、今後の活動に役立てていただければと思います。

※避難所運営ゲームは県女性活躍推進課で貸し出しています。
市町、自治会等で利用されたい場合は、ぜひご活用ください。

NPO 関連情報

国体ボランティア
ただいま募集中です!



問合せ先 福井県国体推進局大会推進課
☎ 0776-20-0726
FAX 0776-20-0664

▶▶▶ 申込みは登録申込書または、
ホームページから

●登録申込書の場合

「ボランティア登録申込書」に必要事項を記入の上、「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会実行委員会事務局へお申込みください。

※申込書は県施設、市町、県・市町社協、県・市町ボランティアセンター等でお求めいただけます。

●ホームページの場合

福井しあわせ元気国体・大会ホームページ
<http://fukui2018.pref.fukui.lg.jp/>

2018 福井しあわせ元気国体 大会

※県が募集する運営ボランティアに応募される18歳未満の方は、登録申込書によりお申込みください。

●除雪ボランティアにご協力ください

高齢者や身体障害者の世帯など、自力で雪かきをすることが困難な方々を支援する「除雪ボランティア」に積極的な参加をお願いします。

【ボランティアの募集】

除雪ボランティアが必要となった場合、その地域の市町社会福祉協議会が募集を行います。

【活動の内容】

除雪が困難と思われる世帯(高齢者世帯、障害者世帯など)の玄関先や軒下などの除雪
※必ずしも、全ての市町で除雪ボランティアを募集しているわけではありませんので、ご注意ください。

問合せ先

募集の有無や時期、活動内容等の詳細については、お住まいの市町社会福祉協議会にお問合せください。

●事業報告書の提出はお済みですか?

NPO法人は、法律により事業年度終了後3か月以内に事業報告書を所轄庁(福井県)に提出する必要があります。また、役員変更(再任も含む)があった場合は「役員変更届出書」の提出も必要です。

提出書類の様式は、ふくい県民活動・ボランティアセンターのホームページからダウンロードできます。
(<http://info.pref.fukui.jp/danken/npo/>)

事業報告書作成時のチェックリストも掲載してあります。そちらもぜひご活用ください。

問合せ先

ふくい県民活動・ボランティアセンター
☎ 0776-29-2522
✉ f-npo-c@pref.fukui.lg.jp



NPO・ボランティアに関するご相談は…

ふくい県民活動・ボランティアセンター

住所 〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

TEL 0776-29-2522

FAX 0776-29-2523

E-mail f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

開館時間 火曜日～金曜日 9:00～21:00
土曜日・日曜日 9:00～17:00

休館日 月曜日、祝日(祝日でも土・日は開館)、年末年始

アクセス JR北陸本線「福井駅」より徒歩1分
えちぜん鉄道「福井駅」より徒歩1分